「一関市障がい者プラン2018」の概要

目指す姿

「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」

1 計画策定の趣旨

- ○当市では、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした、「一関市障がい者福祉計画」等の関連計画を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。
- ○平成29年度までを計画年度としていた関連計画の期間終了にともない、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら、地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに『一関市障がい者プラン2018』を策定し、各種施策を推進していきます。

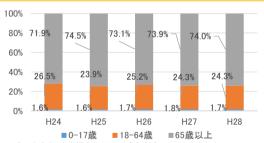
2 計画の位置付け

- │ ○現在の障がい者福祉計画及び障がい福祉計画が平成29年度で計画期間の終了を迎えるため、「第3期障がい者福 │ 礼計画」と「第5期障がい福祉計画」を策定します。
- ○児童福祉法の改正により、障がい児福祉サービスなどの見込み量を定める「第1期障がい児福祉計画」をあわせて策定します。
- ○なお「第3期障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の3つの計画をもって、『一関市障がい者プラン2018』という名称とします。

3 一関市の障がいのある方の状況

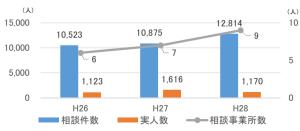
3-1 手帳所持者数 9 000 130 000 120.000 6 000 110.000 3 000 100.000 90,000 H24 H25 H26 H27 H28 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

- 身体障害者手帳所持者数は平成28年度末現在5,449人で、平成24年からの推移をみると、やや減少傾向 ○ 知的障害者(別)の震育手帳所持者は平成28年度末現在1,251人で、平成24年度からの推移をみると、増加傾向 の精神障害者保健福祉手帳保持者数の数は平成28年度末現在1,015人で、平成24年度からの推移をみると、増加
- 3-2 年齢3階層別人口の構成比の推移(身体障害者手帳)



○ 平成28年度末の年齢構成別では、18歳未満が90人、18歳以上は 5,359人、このうち65歳以上は4,037人で全体の74.0%

3-3 障がい者相談支援事業の利用状況



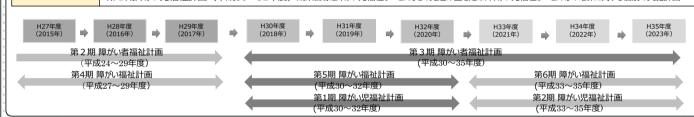
○ 牌がい者、その家族などから牌がい福祉サービスや生活に関する相談に応じ、必要な情報提供等や必要な援助を行う相談支援事業は、利用人数、件数とも、年々増加傾向(相談支援委託事業所 9箇所 (平成29年3月末)

1 計画の構成と計画期間

ー関市障がい者 プラン2018 第3期障がい者福祉計画(平成30~35年度)障害者施策の基本目標と施策の方向性を定め、障がい者のための施策に関する基本的な計画

第5期障がい福祉計画(平成30~32年度)成果目標と障がい福祉サービスなどの見込量を定め、障がい福祉サービス等の確保に関する個別の実施計画

第1期障がい児福祉計画(平成30~32年度)成果目標と障がい児福祉サービスなどの見込み量を定め、障がい児福祉サービス等の確保に関する個別の実施計画



5 主な課題と解決に向けて

第3期障がい者福祉計画

主な課題① 障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益が生じないような取り組みの推進が求められている

→障がい及び障がいのある人に関する理解、配慮の不足

盾点施策① │ 権利擁護・相談支援体制の充実

主な課題② 障がいのある人のライフステージを見据えた支援体制の充実が必要とされている

→乳幼児期から高齢期までの支援体制の整備

重点施策② | ライフステージに応じた支援

主な課題③ 社会参加へ向けた自立基盤整備に努め、教育・育成や雇用・就労のための各種施策を推進していくことが必要とされている

→障がい者の自立的な生活のため、就労支援や地域社会における交流の促進

重点施策③ 自立と社会参加の促進

主な課題④ 日々の暮らしの充実を図るとともに、住みよい環境基盤づくりの推進が求められている →障がい福祉サービスにおける人材不足

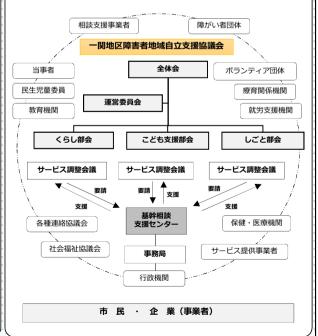
| 重点施策④ | 安心して暮らせる地域づくり

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

3か年で必要とされるサービス見込み量を設定

6 計画の推進体制



「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」を目指して各種施策の推進に取り組みます。

お互いの人格と個性を尊重し支えあい、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現

重点施策の方向性と主な取り組み

第3期障がい者福祉計画

この計画は、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を 構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指すものです。

1 権利擁護・相談支援体制の充実

- ・障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに障がい者の意思決定を 支援しながら相談支援体制の充実を図ります。
- 1-1 権利擁護(不利益な取扱いの解消、合理的配慮の提供、成年後見制度の普及・推進、虐待防止など)
- 1-2 相談支援体制の充実・強化

(相談支援事業所・基幹相談支援センターの有機的連携の促進、地域自立支援協議会の充実など)

1-3 多様な障害への対応(発達障がい者(児)・難病患者・高次脳機能障がい者への対応など)

2 ライフステージに応じた支援

- ・保健、教育、医療等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ、適切な支援を受けられるよう体制の充実を図ります。
- 2-1 乳幼児期(早期療育の拡充、家族支援など)
- 2-2 学齢期(特別支援教育の充実、生活支援など)
- 2-3 成年期(生活基盤の拡充、就労支援の充実など)
- 2-4 高齢期(相談支援体制の充実など)

3 自立と社会参加の促進

- ・障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。
- 3-1 就労の場の確保(一般就労機会の拡大、福祉的就労の場の拡充、農福連携の推進など)
- 3-2 社会参加の促進(活動・交流の場の確保、障がい者団体の活動支援など)
- 3-3 市民理解の促進(心のバリアフリーの推進、健常者との交流事業の推進、福祉施設でのボランティア体験の充実など)
- 3-4 情報提供の充実(障がいに配慮した情報提供の充実など)

4 安心して暮らせる地域づくり

- ・障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時においても生命身体の安全確保が図られるよう支援体制整備に努めます。
- 4-1 障がい福祉サービスの充実(事業所職員等の人材育成・職員確保支援など)
- 4-2 医療の充実(障がい者に配慮した医療の提供など)
- 4-3 地域移行の推進(施設・病院からの地域移行の推進など)
- 4-4 地域生活を支える担い手の確保(ボランティア活動等の推進など)
- 4-5 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進(暮らしやすい住まいづくりの推進、障がい者の外出支援の充実など)
- 4-6 防災・防犯対策の充実(災害時の支援体制の充実など)

主なサービス量の見込み(~平成32年度)

第5期障がい福祉計画の成果目標とサービス量の見込み

●施設からの地域移行

●一般就労移行

| روعار 🍑 | 2/3 303-63-3013 | ● 1745/1777 T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | |
|---------|----------------------|---|---|-------------------------|-----|
| | 項目 | 数値 | | 項目 | 数値 |
| (ア) | 平成28年度末 入所者数 | 231人 | 1 | 平成32年度末 就労移行支援事業利用者数 | 11人 |
| (1) | 削減見込み者数 (目標) | 5人 | 2 | 平成32年度末 一般就労移行者数 | 6人 |
| (ウ) | 平成32年度末 入所者数(アーイ) | 226人 | | | |

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 内容 | 目標 | 備考 |
|--|----|--------------------------|
| 精神障がいにも対応した、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のための関係者との協議の場の設置 | 設置 | 圏域(一関市・平泉町)で 設置に向けて検討 |

●地域生活支援拠点施設整備

| 内容 | 目標 | 備考 |
|---|-----|-----------------------------|
| 住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていけるよう各種支援機能を 備えた拠点施設の整備(グループホーム・相談支援・生活介護・就労系サービ スの一体的な提供:機能連携も可能) | 1か所 | 圏域(一関市・平泉町)で 1か所整備に向けて検討 |

■障がい福祉サービスの必要見込み量

| サービス種類 | | 利用者数 | 伸び比 | |
|--------|-----------|------|--------|-----------|
| | | H29 | H32 | (H32/H29) |
| 1 | 訪問系サービス | 198人 | 280人 | 1.4 |
| 2 | 日中活動系サービス | 995人 | 1,167人 | 1.2 |
| 3 | 居住系サービス | 405人 | 400人 | 1.0 |
| 4 | 相談支援 | 189人 | 240人 | 1.3 |
| | | | | |

※①~④はいずれも「障がい者」に関する数値であり「障がい児」に関する数値は含まない。

第1期障がい児福祉計画の成果目標とサービス量の見込み

●児童発達支援センターの設置

| 内容 | 目標 | 備考 |
|--|------|--------------------------|
| 障がいのある児童を通所させて、日常生活の基本的動作指導、集団生活へ の適応訓練などを行う施設の設置 | 1 か所 | 圏域(一関市・平泉町)で 設置に向けて検討 |

●保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

| 内容 | 目標 | 備考 |
|---|------|------------|
| 保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が 集団生活になじめるように専門的な助言を行う体制の構築 | 2 か所 | 現状の数値を維持する |

●重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

| 内容 | 目標 | 備考 |
|---|------|------------|
| 重度の障がいを重複して持つ障がい児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の設置 | 1 か所 | 現状の数値を維持する |

●医療的ケア児支援のための協議の場の設置

| 内容 | 目標 | 備考 |
|--|----|--------------------------|
| たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児に係る 保健・医療・福祉等関係機関の協議の場の設置 | 設置 | 圏域(一関市・平泉町)で 設置に向けて検討 |

■障がい児福祉サービスの必要見込み量

| サービス種類 | | 利用者数(人/月) | | 伸び比 |
|--------|------------|-----------|------|-----------|
| | | H29 | H32 | (H32/H29) |
| 1 | 児童発達支援 | 125人 | 133人 | 1.1 |
| 2 | 放課後等デイサービス | 134人 | 226人 | 1.7 |
| 3 | 保育所等訪問支援 | 23人 | 26人 | 1.1 |
| 4 | 計画相談支援 | 39人 | 53人 | 1.4 |